

熊本県文化財資料室除草業務委託仕様書

第1 一般事項

- 1 本業務は、熊本県文化財資料室敷地内の除草を目的とする。
- 2 この仕様書は業務の基本を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、管理上必要かつ軽微なものについては状況に応じ当資料室担当職員の指示に従い、異議なく実施するものとする。
- 3 作業は、職員の執務等に支障をきたさないよう、現場責任者が当資料室担当職員と打ち合わせのうえ、実施すること。
- 4 受託者の過失により生じた物件の棄損は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、作業実施後に当資料室担当職員の確認を受けた後、業務完了報告書を提出し甲の検査を受けること。

第2 対象範囲

除草の対象は、別紙図面の草地の範囲（4, 642.29㎡）とする。

第3 除草内容

- 1 対象の範囲には樹木が多く窪地等が存在するため、基本的に肩掛け芝刈り機による除草とする。
- 2 刈った草は、速やかに車両により搬出し、処分するものとする。

第4 履行期間

契約締結の日から令和4年（2022年）10月21日（金）までのうち、次に示す回数及び期間に分けて行うものとする。

- 1回目 契約締結の日から令和4年（2022年）7月29日（金）まで
- 2回目 令和4年（2022年）9月12日（月）から10月21日（金）まで